

新潟市景観庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 新潟市の良好な景観の形成を推進するため、施策に関する検討及び関係機関相互の情報交換を行うことを目的として、新潟市景観庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関する検討
- （2）景観計画の策定に関する検討
- （3）景観に関する地域地区の指定、行為の制限等に関する検討
- （4）景観重要建造物等の指定に関する検討
- （5）景観計画区域内における公共施設整備に関する検討
- （6）景観形成事業の推進に関する検討
- （7）景観形成に関する情報収集、意見交換
- （8）その他景観行政の推進に関すること

（組織）

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市政策部まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる関係課等の長をもって充てる。

（連絡会議）

第4条 連絡会議は、会長が招集し総括する。

- 2 連絡会議は、必要により当該検討事項等に関係ある委員のみで開催することができる。
- 3 連絡会議は、必要により委員以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 4 会長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。

（担当国会議）

第5条 連絡会議に必要な資料収集等を行うために、担当国会議を置く。

- 2 担当国会議の構成員は、別表に掲げる関係課等の担当係長とする。

（事務局）

第6条 連絡会議の事務局は、都市政策部まちづくり推進課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

政策企画部	政策調整課
文化スポーツ部	文化政策課
〃	歴史文化課
観光・国際交流部	観光政策課
環境部	環境政策課
〃	循環社会推進課
経済部	産業政策課
〃	商業振興課
農林水産部	農林政策課
〃	農村整備・水産課
都市政策部	都市計画課
〃	まちづくり推進課
〃	都市交通政策課
〃	港湾空港課
〃	新潟駅周辺整備事務所
建築部	住環境政策課
〃	建築行政課
〃	公共建築第1課
〃	公共建築第2課
土木部	土木総務課
〃	道路計画課
〃	公園水辺課
〃	東部地域土木事務所
〃	西部地域土木事務所
北区	地域総務課
〃	建設課
東区	地域課
〃	建設課
中央区	地域課
〃	建設課
江南区	地域総務課
〃	建設課
秋葉区	地域総務課
〃	建設課
南区	地域総務課
〃	建設課
西区	地域課
〃	建設課
西蒲区	地域総務課
〃	建設課